介護老人保健施設 ききょう苑 2024年6月1日

1. 在宅強化型施設サービス費(1日あたり)

介護度	内 用 ・ 説 明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1		788単位	823円	1,646円	2,470円
要介護 2	介護保険施設サービス費 I(ii) (従来型個室)	863単位	901円	1,803円	2,705円
要介護 3		928単位	969円	1,939円	2,909円
要介護 4		985単位	1,029円	2,058円	3,087円
要介護 5		1,040単位	1,086円	2,173円	3,260円
要介護 1	介護保険施設サービス費 I(iv) (多床室)	871単位	910円	1,820円	2,730円
要介護 2		947単位	989円	1,979円	2,968円
要介護 3		1014単位	1,059円	2,119円	3,178円
要介護 4		1,072単位	1,120円	2,240円	3,360円
要介護 5		1,125単位	1,175円	2,351円	3,526円

2. 基本型施設サービス費(1日あたり)

介護度	内用・説明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1		717単位	749円	1,498円	2,247円
要介護 2		763単位	797円	1,594円	2,392円
要介護 3	介護保険施設サービス費 I(i) (従来型個室)	828単位	865円	1,730円	2,595円
要介護 4		883単位	922円	1,845円	2,768円
要介護 5		932単位	973円	1,947円	2,921円
要介護 1		793単位	828円	1,657円	2,486円
要介護 2		843単位	880円	1,761円	2,642円
要介護 3	介護保険施設サービス費 I (iii) (多床室) -	908単位	948円	1,897円	2,846円
要介護 4		961単位	1,004円	2,008円	3,012円
要介護 5		1,012単位	1,057円	2,115円	3,172円

3. その他型施設サービス費(1日あたり)

介護度	内用・説明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1		703単位	734円	1,469円	2,203円
要介護 2	介護保険施設サービス費IV(i) (従来型個室)	748単位	781円	1,563円	2,344円
要介護 3		812単位	848円	1,697円	2,545円
要介護 4		865単位	903円	1,807円	2,711円
要介護 5		913単位	954円	1,908円	2,862円
要介護 1		777単位	811円	1,623円	2,435円
要介護 2		826単位	863円	1,726円	2,589円
要介護 3	介護保険施設サービス費Ⅳ(ii) (多床室)	889単位	929円	1,858円	2,787円
要介護 4		941単位	983円	1,966円	2,950円
要介護 5		991単位	1,035円	2,071円	3,106円

[※]介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

[※]施設の運営実績により、月ごとに施設サービス費が変動する場合がございます。

4. 加算項目

項目		内 用 ・説 明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	(I)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者。入所した日から起算して30日以内に算定	60単位	62円/日	125円/日	188円/日
初期加算(Ⅱ)		入所した日から起算して30日以内に算定	30単位	31円/日	62円/日	94円/日
退所時栄	養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断 した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該入所者の栄養管理 に関する情報を提供した場合(1回のみ)	70単位	73円/回	146円/回	219円/回
再入所時	栄養連携加算	再入所される際、医療機関と連携をして管理栄養士が栄養ケア計画を策定した場合(1回のみ)	200単位	209円/回	418円/回	627円/回
夜勤職員	配置加算	規定を上回る夜勤職員を配置している場合	24単位	25円/日	50円/日	75円/日
短期集中	リハビリテーション加算(I)	理学療法士等が入所日より起算して3ヶ月以内で集中リハビリを行った、かつ、1ヶ月に1回 以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要 に応じてリハビリテーション計画を見直している場合	258単位	269円/回	539円/回	808円/回
短期集中	リハビリテーション加算(Ⅱ)	理学療法士等が入所日より起算して3ヶ月以内で集中リハビリを行った場合 ※算定期間は入所後3月以内	200単位	209円/回	418円/回	627円/回
認知症 短期集中	リハビリテーション加算(I)	(1)療法士が適切に配置されていること(2)入所者数が、療法士の数に対して適切なものであること(3)退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を、訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること	240単位	250円/回	501円/回	752円/回
認知症 短期集中	リハビリテーション加算(Ⅱ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)の(1)及び(2)に該当するものであること※1週に3日を限度。算定期間は入所後3月以内。	120単位	125円/回	250円/回	376円/回
若年性認	知症入所者受入加算	若年性認知症を受け入れ、サービスを提供する場合	120単位	125円/日	250円/日	376円/日
外泊時費	用	1ヶ月に6日を限度として外泊された場合、外泊初日と最終日以外の日に算定	362単位	378円/日	756円/日	1,134円/日
外泊時在	宅サービス利用の費用	居宅サービスを利用し、家族に対しても療養指導を行う場合(月に6日を限度)	800単位	836円/日	1,672円/日	2,508円/日
入所前後訪問指導加算(I)		入所前30日,後7日以内に退所後の住まいを訪問,サービス計画の策定・診療方針の決定を行った場合(1回のみ)	450単位	470円/回	940円/回	1,410円/回
入所前後	訪問指導加算(Ⅱ)	入所前後訪問指導 I に加え、生活機能改善目標を定め退所後の生活に係る支援計画を 策定した場合	480単位	501円/回	1,003円/回	1,504円/回
	試行的退所時指導加算	試行的退所時に、入所者、ご家族に退所後の療養上の指導を行った場合 (入所から3ヶ月に限り1ヶ月に1回のみ)	400単位	418円/回	836円/回	1,254円/回
	退所時情報提供加算(I)	居宅へ退所時、利用者の主治医に診療情報の提供を行った場合	500単位	522円/回	1,045円/回	1,567円/回
退所時	退所時情報提供加算(Ⅱ)	医療機関へ退所時、退所後の主治医に診療情報の提供を行った場合	250単位	261円/回	522円/回	783円/回
等支援 加算	入退所前連携加算(I)	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する 居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方 針を定めた場合	600単位	627円/回	1,254円/回	1,881円/回
	入退所前連携加算(Ⅱ)	入所期間が1月を超え退所し、居宅サービス等を利用する場合、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	400単位	418円/回	836円/回	1,254円/回
	訪問看護指示加算	施設医師が訪問看護事業所等に指示書を交付した場合(1回のみ)	300単位	313円/回	627円/回	940円/回
協力医療	機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	100単位	104円/月	209円/月	313円/月
栄養マネジメント強化加算		常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応する。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出する場合	11単位	11円/日	22円/日	34円/日
経口移行加算		経管栄養の入所者に経口摂取を進めるため、医師の指示に基づき、多職種が共同して経口移行計画を作成し、管理栄養士による栄養管理および言語聴覚士または看護師による 支援を行う場合	28単位	29円/日	58円/日	87円/日
経口維持加算(I)		摂食機能障害を有し誤嚥を認め、多職種による経口維持計画の作成と特別な管理を行う 場合	400単位	418円/月	836円/月	1,254円/月
経口維持加算(Ⅱ)		経口維持加算 I を算定し、継続して支援を行う為会議及び観察に医師、言語聴覚士等が加わった場合	100単位	104円/月	209円/月	313円/月
口腔衛生管理加算(I)		歯科医師の指示を受けた歯科衛生土が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を 行った場合	90単位	94円/月	188円/月	282円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		加算(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出する。口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	110単位	114円/月	229円/月	344円/月

	項目	内 用 ・ 説 明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
療養食加算		厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合(1日につき3食を限度)	6単位	6円/食	12円/食	18円/食
	かかりつけ医連携薬剤 調整加算(I)イ	入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は、変更の経緯と変更後の状態を、退所時または退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合	140単位	146円/回	292円/回	438円/回
かかりつ け医連携	かかりつけ医連携薬剤 調整加算(I)ロ	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イの要件のいずれにも適合していること。入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合	70単位	73円/回	146円/回	219円/回
薬剤調整 加算	かかりつけ医連携薬剤 調整加算(Ⅱ)	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ又は口を算定していること。当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	240単位	250円/回	501円/回	752円/回
	かかりつけ医連携薬剤 調整加算(Ⅲ)	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)を算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している場合	100単位	104円/回	209円/回	313円/回
緊急時治	療管理	利用者の症状が重篤、救命救急が必要となる場合に緊急的な投薬、処置等を行った場合 (1ヶ月に1回、連続3日を限度)	518単位	541円/日	1,082円/日	1,623円/日
特定治療		やむを得ない事情により行うリハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療について		州点数表第1章 得た額を算定	及び第2章に定	める点数に
所定疾患	施設療養費(I)	肺炎、尿路感染、帯状疱疹と診断された場合に投薬、検査、注射処置等行った場合 (1ヶ月に1回連続7日を限度)	239単位	249円/日	499円/日	749円/日
所定疾患	施設療養費(Ⅱ)	(I)に加えに近隣の医療機関との連携や医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(1ヶ月に1回10日を限度)	480単位	501円/日	1,003円/日	1,504円/日
認知証行 加算	動・心理症状緊急対応	医師が認知症で緊急入所の必要性を認めた場合 (入所から起算して7日を限度)	200単位	209円/日	418円/日	627円/日
認知症チ	ームケア推進加算(I)	(1)認知症の者の占める割合が2分の1以上である(2)研修を修了した者を1名以上配置し 複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる(3) チームケアを実施している(4)ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合	150単位	156円/月	313円/月	470円/月
認知症チ	ームケア推進加算(Ⅱ)	(I)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	120単位	125円/月	250円/月	376円/月
	ーションマネジメント 報加算(I)	リハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理加算 (I)及び栄養マネジメント加算を算定しており、口腔の健康状態に関する情報、入所者の 栄養状態に関する情報を相互に共有する場合	53単位	55円/月	110円/月	166円/月
	ーションマネジメント 報加算(Ⅱ)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を 入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、計画内容 等の情報を厚生労働省に提出する場合	33単位	34円/月	68円/月	103円/月
褥瘡マネ	ジメント加算(I)	褥瘡の発生と関連のあるリスクを施設入所時等に評価しその結果等を厚生労働省に提出。リスクがあるとされた入所者等ごとに、多職種がが共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する場合	3単位	3円/月	6円/月	9円/月
褥瘡マネ	ジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等で、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生のない場合	13単位	13円/月	27円/月	40円/月
排せつ支	援加算(I)	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともにその評価結果等を厚生労働省に提出する場合	10単位	10円/月	20円/月	31円/月
排せつ支	援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等で排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15単位	15円/月	31円/月	47円/月
排せつ支	援加算(皿)	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等で、排尿・排便の状態の少なくとも 一方が改善するとともに、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20単位	20円/月	41円/月	62円/月
自立支援	促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行う。多職種が共同して、支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出する場合	300単位	313円/月	627円/月	940円/月
科学的介	護推進体制加算(I)	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する場合	40単位	41円/月	83円/月	125円/月
科学的介	護推進体制加算(Ⅱ)	(I)の要件を満たし、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出する場合	60単位	62円/月	125円/月	188円/月
安全対策	体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)	20単位	20円/回	41円/回	62円/回
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)		医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合	10単位	10円/月	20円/月	31円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)		診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5単位	5円/月	10円/月	15円/月
新興感染症等施設療養費		感染症に感染した場合に、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した 入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、 1ヶ月に1回、連続する5日を限度として算定	240単位	250円/日	501円/日	752円/日
生産性向	上推進体制加算(I)	(Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合	100単位	104円/月	209円/月	313円/月
生産性向	上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合	10単位	10円/月	20円/月	31円/月

項目	内 用 ・説 明	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
在宅復帰·在宅療養支援機能 加算(I)※1	在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上で必要な要件を満たした場合(基本型のみ)	51単位	53円/日	106円/日	159円/日
在宅復帰·在宅療養支援機能加算(II)※1	在宅復帰・在宅療養支援等指標70以上で必要な要件を満たした場合(在宅強化型のみ)	51単位	53円/日	106円/日	159円/日
	お亡くなりになる日の前31日~45日以下	72単位	75円/日	150円/日	225円/日
	お亡くなりになる日の前4日以上30日以下	160単位	167円/日	334円/日	501円/日
ターミナルケア加算	お亡くなりになる日の前日及び前々日	910単位	950円/日	1,901円/日	2,852円/日
	お亡くなりになった日	1,900単位	1,985円/日	3,971円/日	5,956円/日
サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、介護福祉士が80%以上または、勤続10年以上介護福祉士35%以上配置されて居る場合	22単位	22円/日	45円/日	68円/日
介護職員等処遇改善加算(I)			ヶ月の介護報	酬単位数の7.5%	6

- ※1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は施設の運営実績により月ごとに加算を算定できる月.算定できない月と変動いたします。
- ・施設サービス費・加算額・処遇改善額は小数点以下四捨五入で計算。地域単価後の計算は小数点以下切り捨てとなります。

介護報酬計算(施設サービス費+加算額+処遇改善加算額)×10.45(地域加算割合)を計算した合計の1割から3割

* 介護保険負担割合証に準じた割合が利用者負担となります。

・ご提供させていただいたサービスのみのご請求となります。

5. その他日常生活費

項目	日 額	内 容
個室使用料	1,500円	3階個室料金
居住費	1,800円(個室) / 410円(多床室)	
食事代	朝食 350円・昼食 700円・夕食 550円	
おやつ代	100円	希望された場合
日用品費	150円	施設備え付け以外の日用品をご希望される場合、一覧表からお選び下さい。単品対応も可能です。
健康管理費	実費	希望によりインフルエンザ予防接種等実施された場合
健康診断検査料	医療保険の保険点数に準じ、検査項目等実費相当を負担をいただきます。	希望された場合
文書料	1通あたり 3,000円	希望された場合
理美容代	実費(別紙参照)	希望者のみ実施された場合
施設洗濯代	月額 3,000円 (または1回 375円)	希望された場合
テレビレンタル料金	1日あたり 200円、1ヶ月 (23日以上) 4,500円	希望された場合
行事費	実費	希望により参加された場合
教養娯楽費	実費	書道クラブ・華道クラブ・写真クラブ・絵手紙・絵画など 希望された場合
特別食(個室)	昼食 50円	希望により個室ご利用の方のみ